

白山市男女共同参画推進条例（抄）

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、男女共同参画社会基本法においては男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を掲げ、様々な取組が進められている。

しかしながら、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担などが残されていることから、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会の確保が求められている。

こうした状況から、本市においては、男女が平等な協力関係の下にお互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築とその実現に向けた意思の醸成を図ることが必要となっている。

ここに、市、市民、事業者等の協働の下、市民一人一人が自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極

的に提供することをいう。

セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他男女間における親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。

市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

家庭生活における活動と他の活動の両立
社会における制度又は慣行についての配慮
政策等の立案及び決定への共同参画
男女の人権の尊重
国際社会との連携及び協調

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

性別を理由とする差別的取扱い
セクシュアル・ハラスメント
ドメスティック・バイオレンス

(市民に提供する情報への配慮)

第5条 何人も、市民に提供する情報、広報等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いないよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定

し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県、市民及び事業者等と連携し取り組むものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第21条第1項に規定する男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとし、行動計画の変更に当たっては、前2項の規定を準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、事業活動における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、公表することができる。

3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者等に対し、情報の提供等を行うことができる。

(広報等による啓発)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。

(教育における措置)

第14条 市は、市民が男女共同参画の推進に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等への活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う学習その他の活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の報告)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情への対応)

第17条 市長は、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適

切に処理するため、白山市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があったときは、関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、委員3人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

（相談への対応）

第18条 市長は、市民からの性別による権利侵害に関する相談を適切に処理するため、必要な体制を整備するものとする。

（性別による権利侵害の防止及び被害者支援）

第19条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

（附属機関等における構成員の男女均衡）

第20条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、次条第5項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第21条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項について調査審議すること。

男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項に関し、審議会自らが調査審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則 (平成21年3月24日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。